資料1

令和２年２月定例会
文教厚生委員会資料
保健福祉部

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診断を目的として行う検査の流れについて

○3月4日、厚生労働省から示された、いわゆる「保険適用」により、新型コロナウイルスに係る検査の流れについては、概要は以下のとおりとなる。

＊（⇨）：今回の「保険適用」に伴う新たな流れ

県民のみなさま

電話相談

帰国者・接触者相談センター
（県内6保健所）

＜原則＞
新型コロナウイルス
感染症が疑われる場合

体調不良により受診

病院、診療所

新型コロナウイルス感染症
が疑われる場合

受診調整

帰国者・接触者外来
設置医療機関
（3/9現在、県内10箇所）

＊紹介する場合には、
殺到しないよう留意すること。
（受入可能数、手順等について
調整がつくことが前提）

＊帰国者・接触者外来と同様の機能を有し、適切な感染防護策が徹底され、講じられることが大前提

医師の判断により、新型コロナウイルス
感染症が疑われる場合

検体採取

行政検査

地方衛生研究所
（県立保健製薬環境センター）

検体採取

検査依頼【保険適用】

検体採取

検査依頼【保険適用】

民間検査機関 A

民間検査機関 B

民間検査機関 C

…